

## 第1 資金繰り対応等

Q1 新型コロナウイルスの影響で、売上が減少しています。何とか事業を継続したいと考えていますが、どうしたらよいでしょうか。

A1 事業を継続するためにはまず手許資金を確保することが大切です。お金は企業にとって血液のようなものであり、「いかに資金不足を起こさないか」が重要です。

Q2 手許資金を確保するためには、何をしたらよいでしょうか。

A2 手元資金を確保する方法は、大きく2つあります。

①資金を調達することと、②支出を抑えることです。

Q3 資金を調達する方法にはどのようなものがありますか。

A3 資金調達をする主な方法には、①金融機関からの借入と②補助金等の活用があります。

Q4 借入の相談をするには、どこに行けば良いですか。

A4 まずは取引金融機関にご相談ください。取引金融機関以外にご相談いただく場合には、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、東京信用保証協会、商工会議所・商工会、東京都や市区町村などにも相談窓口が設置されています。下記経済産業省のサイトをご参照ください。

資金相談特設サイト ([https://www.meti.go.jp/covid-19/shikin\\_sodan.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/shikin_sodan.html))

資金繰支援内容一覧表 ([https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri\\_list.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri_list.pdf))

Q5 補助金や助成金にはどのようなものがありますか。

A5 売上が半分以下になった場合に利用できる「持続化給付金」や、従業員に休業補償を支払った場合の「雇用調整助成金」などがあります。また東京都の要請に応じて休業した場合の「感染拡大防止協力金」があります。詳細については下記のサイトをご参照ください。

持続化給付金に関するお知らせ (<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>)

雇用調整助成金の特例措置の拡大 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000620879.pdf>)

東京都感染拡大防止協力金のご案内 (<https://www.tokyo-kyugyo.com/>)

Q6 支出を抑える方法にはどのようなものがありますか。

A6 支出を抑える主な方法には、①借入金の返済を待ってもらう（リスケジュール）と②租税公課や公共料金の支払を待ってもらう（支払猶予）があります。

Q7 新型コロナウイルスの影響で売上が減少し、いつまで続くかわかりません。このよ

うな状況でも借入金の返済を待ってもらえるのでしょうか。

A7 金融庁から各金融機関に対して、事業者の方々に積極的な支援を実施するように要請がされています。まずは取引金融機関にご相談ください。

Q8 新型コロナウイルスの影響で売上が減少しています。租税公課の支払いを待ってもらうことは可能でしょうか。

A8 個人事業主の所得税・消費税については、税務申告・納付期限が延長されています。法人税・法人の消費税の申告・納付、厚生年金保険料等については猶予の制度がありますので、下記にご相談ください。

**【お問合せ先】**

国税局猶予相談センター

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/callcenter/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm)

年金事務所

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

Q9 新型コロナウイルスの影響で売上が減少しています。公共料金の支払いを待ってもらうことは可能でしょうか。

A9 国から事業者に対して、支払いに困難な事情がある方に対して、柔軟な対応を行うように要請がされています。ご契約されている電気・ガス事業者にご相談ください。

**【お問合せ先】**

電気料金対応（予定）事業者

[https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list\\_electric.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf)

ガス料金対応（予定）事業者

[https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list\\_gas.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf)

Q10 売上の減少により、支払手形が期日に決済できません。どうしたら良いでしょうか。

A10 まずは手形所持人と交渉して手形の書換等を依頼しましょう。仮に手形が取立てに回された場合でも、手形交換所における手形交換に関する特別措置が要請されており、不渡報告や銀行取引停止処分が猶予されます。（電子記録債権（でんさい）でも同様の措置が要請されています。）

※本措置は手形・小切手の支払い自体を猶予するものではありません。

Q11 上記のほか、国や自治体（都、市区町村）の支援策にはどのようなものがありますか。

A11 国や自治体では、様々な支援を行っています。情報が日々更新されていますので、

下記のサイトで最新の情報を確認してください。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

(<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>)

新型コロナウイルス感染症に関連する東京都（都と23区）の支援情報

(<https://j-net21.smrj.go.jp/support/tokyo.html>)

新型コロナウイルス感染症に関連する東京都（市町村）の支援情報

(<https://j-net21.smrj.go.jp/support/tokyo2.html>)